

■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成

中立・公正

手続

簡易・迅速

行政機関

無料・秘密厳守

労働相談への対応

【無料労働相談】

- 労働委員会委員が、県内各地で開催する無料労働相談会で相談に応じます。
- 事務局職員がフリーダイヤルで相談をお受けしております。

個々の労働者と使用者との紛争の解決

【個別労働関係紛争のあっせん】

- 個々の労働者と使用者との間で、労働条件や懲戒等の処分などをめぐって、当事者どうしの話し合いでの解決が難しい場合、労働委員会では、あっせんにより、解決に向けた話し合いのお手伝いをします。

労働組合と使用者との紛争の解決

【労働争議の調整】

- 労働組合と使用者が、労働条件等について団体交渉で解決することが難しい場合、労働委員会では、あっせん・調停により解決に向けた当事者どうしの話し合いをお手伝いしたり、仲裁により紛争を解決します。

【不当労働行為事件の審査】

- 使用者が、労働組合の結成・加入や正当な組合活動を妨害すること（不当労働行為）は、法律で禁止されています。
- 労働委員会は、労働組合や労働者からの救済申立ての内容を審査し、その結果、救済が必要と認めたときは、使用者に対し救済命令を出すことができます。

*詳しくはホームページで

岩手県労働委員会

検索

岩手県労働委員会

盛岡市中央通1丁目7-25
朝日生命盛岡中央通ビル3階

TEL 019-629-6276



(労働相談なんでもダイヤル)

0120-610-797

(平日8:30~17:15) ろうどう で なくな